



参考資料

1) 介護保険の給付対象となる住宅改修及び福祉用具

※平成16年度末現在の介護保険対象。最新の情報や具体的な給付対象については、必ず各市町村の窓口で確認してください。

適用される住宅改修	原則として1住宅につき20万円(税込)までを限度(自己負担額は1割)
手すりの取付け(二段式、縦付け、横付け等)	廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路などに、移動または移乗動作の助けとなるものを設置する工事。
段差の解消(居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの段差の解消)	敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどの工事。
滑りの防止、及び移動の円滑化などのための床などの材料の変更	室内においての畳敷きから板製床材、ビニール系床材などへの変更。 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更。通路面においては、滑りにくい舗装材への変更。
引戸などへの扉の取替え	開き戸を、引戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取替え、そのほかドアノブの変更、戸車の設置なども含まれる。 ※自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置は、保険給付の対象外である。
洋式便器などへの便器の取替え	和式便器を洋式便器(暖房便座・洗浄機能付きも可)に取替える工事。
その他、これらの工事に付帯して必要な工事	手すりの取付・床材変更のための下地補強、便器取替・床段差解消に伴う給排水設備工事、扉取替に伴う壁・柱の改修工事。
レンタルが適用される福祉用具	自己負担額→1割 レンタル用品については、地域により多少異なる
車いす	標準型車いす(自走式)・普通型電動車いす・介助用標準型車いす(手押し型)
車いす付属品	クッション付きパッド・電動歩行装置・テーブル・ブレーキで車椅子と一体的に使用されるもの。
特殊寝台	サイドレールが取付けてあるもの、または取付けることが可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの。 ・背部・もしくは脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの。 ・床板の高さが適度、もしくは無段階で調節する機能を有するもの。
特殊寝台付属品	サイドレール・マットレス・ベッド用手すり・テーブル・スライディングボード&マットで特殊寝台と一体的に使用されるもの。
褥そう(じょくそう)予防用具	エアマットと送風装置からなるエアパッド。 水などによって減圧による体圧分散効果をもつウォーターベッドなど。
体位変換器	空気パッドなどを体の下に挿入することにより、体位を容易に変換できるもの。 (体位の保持のみを目的とするものを除く。)
手すり	取付けに際し、工事を伴わないものに限る。
スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	車輪を有するもの(注・6輪車含む)であって、体の前及び左右を囲む取っ手などを有するもの。 4脚を有するものについては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
歩行補助杖	松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフトランドクラッチ及び多点杖に限る。
痴呆性老人徘徊感知器	要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族および隣人などへ通報するもの。
移動用リフト(つり具部分を除く)(入浴用リフト・段差解消機・起立補助機能付き椅子含む)	床走行式・固定式、または据付式でかつ身体をつりあげ、または体重を支える構造を有するものであり、自力で移動が困難な者の寝台と車いすとの間などの移動を補助する機能を有するもの。(住宅改修を伴うものを除く。)
特定福祉用具の購入	利用限度額は、10万円(税込)/年(自己負担額は1割)
腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 電動式、またはスプリング式で便座から立ち上げる際に補助機能があるもの。 ポータブルトイレ
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので高齢者または、その介護を行うものが容易に使用できるもの。
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴の時、補助を目的とする用具であること。 入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で、容易に移動でき、取水または排水のために工事を伴わないもの。
移動用のリフトのつり具部分	



引込み戸



工事を伴わない手すり



すりつけ板



段差解消機



補高便座



バスボード



腰掛便座